

社会福祉法人土佐鴨田会評議員・役員・委員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び第21条の規定に基づき、福祉法人土佐鴨田会の評議員・役員・委員等報酬及び旅費について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会評議員会等の出席報酬等)

第3条 理事会評議員会等に出席したときは、(別表1)により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

ただし、出席に係る実費が費用弁償額を超える場合には、その実費とする。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会・委員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、(別表1)により報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、出席に係る実費が費用弁償額を超える場合には、その実費とする。

2 理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務(県内研修会を含む)に当たった場合は、(別表1)により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

ただし、出席に係る実費が費用弁償額を超える場合には、その実費とする。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は(別表1)により報酬を及び費用弁償を支払うことができる。

ただし、出席に係る実費が費用弁償額を超える場合には、その実費とする。

4 理事・監事に対して、各年度の総額が1,900,000円を超えない範囲で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支払うことができる。

(行事への参加)

第4条の2 理事及び監事が園行事に参加した場合は費用弁償を支払うものとする。

(出張旅費)

第5条 理事及び監事が法人の業務のため出張する場合は、(別表1)報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、原則として実費を支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額

を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務職員)

第6条 施設の職員で兼務する役員も、この規程を適用する。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会及び評議員会の決議を経なければならない。

附則

- 1 この規程は、平成22年1月1日より適用する。
- 1 改正 平成26年1月25日より適用する。
- 1 平成29年6月10日改正し、平成29年4月1日より適用する。

社会福祉法人土佐鴨田会評議員・役員・委員等報酬及び旅費規程

(別表1)

職名	報酬額	旅費	支給要件	支払時期	支払方法	算定方法
評議員	8,000 円	1,000 円	評議員会に出席した時	同日払	現金払	報酬額－源泉徴収税額＋旅費
理事	8,000 円	1,000 円	評議員会・理事会に参加した時	同日払	現金払	報酬額－源泉徴収税額＋旅費
	12,000 円	1,000 円	園運営業務に6時間以上従事した時	月末払	現金払	
監事	8,000 円	1,000 円	評議員会・理事会に参加した時	同日払	現金払	報酬額－源泉徴収税額＋旅費
	14,000 円	1,000 円	会計監査を実施した時。 行政監査に立会した時	同日払	現金払	
理事 監事	8,000 円	1,000 円	研修会	同日払	現金払	報酬額－源泉徴収税額＋旅費
		実費	県外出張			
	0円	1,000 円	行事への参加			
評議員選任・解任委員	8,000 円	1,000 円	評議員選任・解任委員会に出席した時	同日払	現金払	報酬額－源泉徴収税額＋旅費
苦情処理第三者委員	0 円	3,000 円	苦情処理第三者委員会に出席した時	同日払	現金払	